

協 定 書

災害時等における指定緊急避難場所等の指定に関する協定書

岸本産業株式会社

石 狩 市

災害時等における指定緊急避難場所等の指定に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と、岸本産業株式会社（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（同法第172条第2項に定める緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に円滑かつ迅速な避難のため使用する一時的な避難場所の指定について、次のとおり協定を締結する。

なお、平成25年7月1日に石狩市と岸本産業株式会社との間で締結した「災害時等における一時避難場所の指定に関する協定」は本協定締結の前日を以ってその効力を失うものとする。

（指定緊急避難場所等の指定、周知）

第1条 甲は、本協定に基づき、乙が石狩市浜益区柏木279番地1に所有する旧浜益スキー場の敷地のうち、別紙に掲げる部分を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所に指定するとともに、災害時等の一時的な避難場所（以下「避難場所」という。）として位置付け、市民に周知する。

（敷地の使用）

第2条 災害時等において、乙は、前条の規定に基づき、可能な範囲において避難場所として市民に使用させるものとする。

（敷地変更の報告）

第3条 乙は、乙の施設の増改築等により、本協定による避難場所の範囲及び面積等に変更が生じる場合、または他の事情により敷地の使用が不可能となる場合は、遅滞なく甲に連絡するものとする。

（避難場所の開設）

第4条 災害時等においては、甲は、石狩市災害対策本部、又は石狩市国民保護対策本部並びにこれに準ずる組織を設置し、乙に対して、避難場所として利用することについて要請することができる。

2 前項の避難場所の利用要請は、「避難場所開設通知書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

3 前項の方法による要請が無い場合においても、市民が避難してきたことを現認した場合は、乙は甲からの要請があったものとみなし、避難場所を開設するものとし、甲へその旨通報するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があった場合は、可能な限り協力に努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により当該協力要請に応じることができない場合は、この限りではない。

(開設期間)

第6条 本協定に基づく避難場所の開設期間は、災害時等において避難者の安全が確保され、避難者が帰宅または災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させるための指定避難所等へ移動するまでの期間とする。ただし、災害等の状況によりこれを超えて利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議の上決定する。

(経費の負担)

第7条 本協定に基づく避難場所の使用料は無料とする。

2 本協定に基づく避難場所を閉鎖する時は、甲の責任において避難場所の原状回復を行うものとし、その費用は、甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、前条第2項の規定による乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

(平常時の協力)

第9条 乙は、平常時に甲又は地域の防災組織等が実施する防災若しくは国民保護に関する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、「連絡体制表」(別記第2号様式)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申し出がないときは更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 石狩市浜益区柏木 8 7 番地

岸本産業株式会社

代表取締役社長 岸本 教範

